

毎月10日は「高齢者の交通安全の日」

運動重点

1

高齢者の交通事故防止

高齢歩行者の方へ

- 左右をよく見ましょう。
- 運転者にサインを送りましょう。
- 車両が止まってから横断しましょう。

高齢運転者の方へ

- 体調が悪いときは、無理に運転をしないようにしましょう。
- 自動車等の運転に不安がある方は、家族などと話し合い、運転免許証の自主返納を検討しましょう。
- 通り慣れた道路でも油断せず、安全をしっかりと確認しましょう。
- 運転操作は慌てず、落ち着いて確実にいきましょう。
- 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置など搭載した安全運転サポート車(サポカー)を検討しましょう。



運動重点

2

歩行者の安全な通行の確保

歩行者の方へ

- 歩行者も交通ルールを守りましょう。
- 横断歩道を渡るときは、運転者に手を上げるなどのサインを送って、横断する意思を伝えましょう。
- 夜間は明るい色の服を着用したり、LEDライト・反射材用品を活用し、自らの命を守りましょう。

運転者の方へ

- 横断歩道は歩行者優先です。
 - 横断歩道を横断しようとしている歩行者がいる場合は、一時停止し、歩行者の横断を妨げてはいけません。
 - 夜間は早めにライトを点灯し、上向きライト(ハイビーム)を活用しましょう。
- ※対向車や先行車がいる場合は下向きライトに切り替えましょう。



広島県警察放射村活用促進キャラクター「キラリ☆マン」



毎月20日は「飲酒運転根絶の日」

運動重点

3

飲酒運転を始めとする危険運転の根絶

飲酒運転やお酒運転は重大な交通事故に結びつく悪質、危険な犯罪です。

- お酒を飲んだら絶対に車を運転しない。
- 車を運転する人にお酒を勧めない。



飲酒運転根絶宣言店募集中!!

広島県では、ドライバーへお酒を提供しないことを宣言する「飲酒運転根絶宣言店」を募集中です。詳しくは広島県ホームページをご覧ください。



毎月1日は「自転車安全利用の日」

運動重点

4

自転車等の安全利用の推進

全ての自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。自転車安全利用五則を守りましょう

令和8年4月1日から自転車の交通反則通告制度(暫切符)開始! 自転車ルールブック▶▶▶



1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



自転車の損害賠償責任保険等に必ず加入し、自転車を利用する前には、忘れず安全点検をしましょう。

「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」